

平成 29 年 11 月 24 日

郡上市長 日置敏明 様

郡上市行政点検外部評価委員会
委員長 福手保成

平成 29 年度郡上市行政点検外部評価結果の報告及び提言について

このたび、郡上市住民自治基本条例及び郡上市行政点検実施要綱、並びに郡上市行政点検外部評価実施要領に基づき、郡上市が平成 28 年度に実施した施策及び事務事業に対して外部評価を行い、その結果を報告書としてまとめましたので、ここに提出いたします。

本年度は、第 2 次郡上市総合計画前期基本計画（計画期間：平成 28 年度～平成 32 年度）初年度の取組みに対する最初の評価であり、市が実施した点検・評価の手法にも大幅な転換が見られました。市では、政策分野ごとに掲げた基本方針に基づき施策や事務事業を推進し、その結果が目指す姿の実現に向かっているかどうか、また、講じた施策や事務事業がもたらした成果や解決すべき課題は何かという振り返りとともに、課題解決に向けて展開する今後の取組み等を取りまとめ調書に記載することで点検・評価としています。一方、外部評価委員会としては、調書にまとめられた一連の実績と成果、課題や今後の方向性について市からヒアリングを行い、市民から共感が得られるものかどうか等、市が行った点検・評価の妥当性について評価しました。

なお、対象とする施策や事務事業が広範にわたるため、外部評価委員会としては 7 つの政策分野を構成する全 30 の基本方針の中から、評価対象を委員自らが選定した 5 つの基本方針に絞り込みました。委員にあっては必ずしも市政全般に精通しているわけではありませんが、担当課等から細部にわたる説明を受け、限られた時間の中、精力的に質疑を行いました。委員会では、これらの質疑に対して的確に回答していただくことで、郡上市の取組みを理解しながら評価することができました。

本報告書は、これら 5 つの基本方針に対する外部評価結果と、これに伴う委員の意見を記して提言としています。

今後、郡上市におかれては、本報告書の内容を十分に検証され、これからの施策推進や事務事業の見直しへ適切に反映し、より良い市政運営がなされるよう期待します。

平成29年度

郡上市行政点検外部評価委員会報告書

平成 29 年 11 月 24 日

郡上市行政点検外部評価委員会

郡上市行政点検外部評価委員会 委員名簿

(平成 27 年 7 月 31 日から平成 30 年 7 月 30 日まで)

50 音順 敬称略

No.	所属・分野	氏 名	役職
1	教育分野	蒲 智美	
2	福祉分野	上村 悟	
3	教育分野・福祉分野	河合 利夫	副委員長
4	商工分野	河合美世子	
5	住民自治分野 (税理士)	田代 光敏	
6	商工分野・福祉分野	田中 栄子	
7	地方自治分野	西村 妙子	
8	学識経験者 (名城大学都市情報学部教授)・ 地方自治分野	昇 秀樹	
9	商工分野 (弁護士)	尾藤 望	
10	住民自治分野	福手 保成	委員長

※平成 29 年 8 月 31 日時点

目 次

1. 行政点検外部評価の概要	1
(1) 外部評価の趣旨	1
(2) 評価対象について	1
(3) 行政点検の流れ及びスケジュール	2
(4) 外部評価の実施手順	3
(5) 外部評価の視点	3
(6) 外部評価の留意点	4
2. 行政点検外部評価日程表	4
3. 行政点検外部評価委員会の活動内容	5
4. 行政点検外部評価委員会による評価結果	6
(1) 外部評価結果一覧表	6
(2) 基本方針の個別評価	7
①第1分野 基本方針5	7
②第2分野 基本方針3	8
③第3分野 基本方針1	9
④第4分野 基本方針5	10
⑤第5分野 基本方針1	11
5. 外部評価の今後に向けて	12
◎関係資料	13
○郡上市住民自治基本条例	13
○郡上市行政点検実施要綱	17
○郡上市行政点検外部評価実施要領	19

1. 行政点検外部評価の概要

(1) 外部評価の趣旨

郡上市における行政点検は、施策の成果や、その手段としての事務事業が効果的かどうかを、市自らが点検することを基本としています。一方で、平成26年3月より施行された「郡上市住民自治基本条例」では、第9条において市長等の責務として、所管する事務の評価等を市民に分かりやすく説明することを定めるとともに、第20条において行政評価を行う場合、審議会等による市民参画に努めることが明記されました。

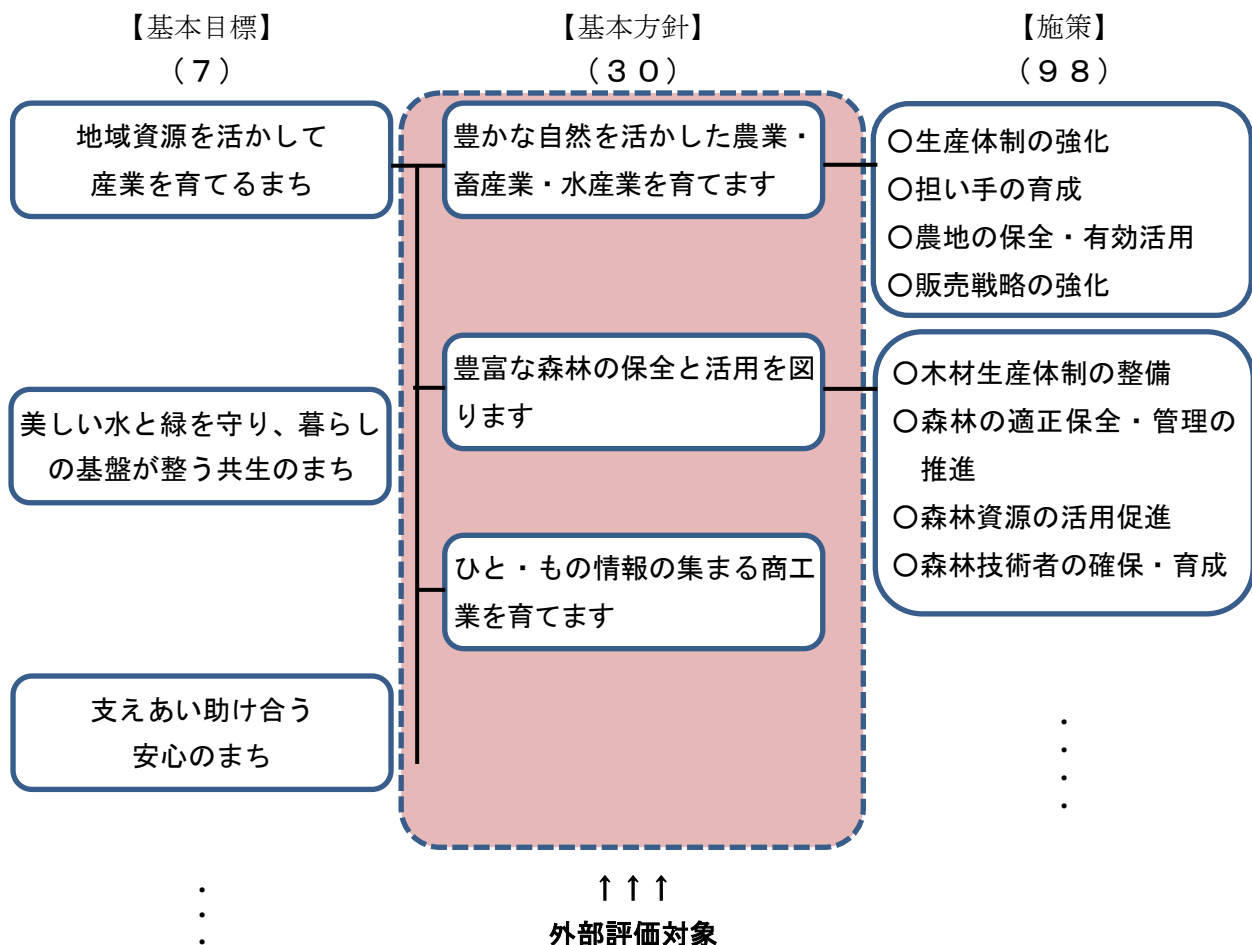
また、行政点検に外部評価を取り入れることは、多角的な視点から行政活動を点検・評価することとなり、その客観性及び透明性を確保するとともに、効率のかつ効果的な市政運営の推進に寄与し、市民サービスの向上と市政への市民参画の促進につながります。

これらのことを踏まえ、本年度も行政点検の一部を、行政改革推進審議会により組織された外部評価委員会において実施します。

(2) 評価対象について

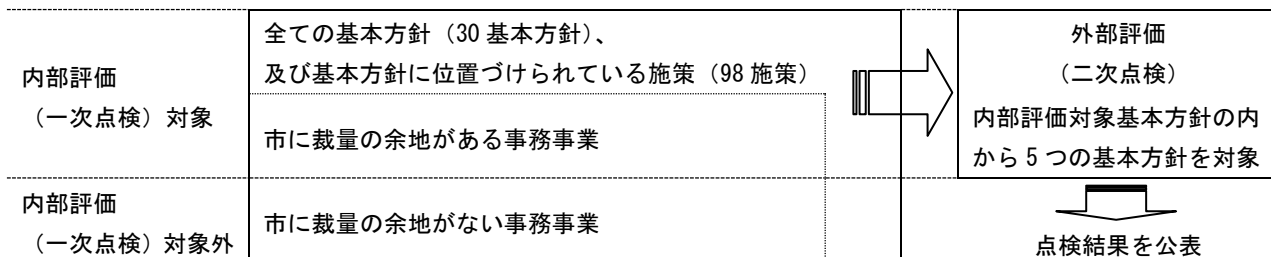
平成29年度の行政点検外部評価は、第2次郡上市総合計画に位置付けられた30の基本方針（施策の集合体）のうち、「6. 個性あふれる地域づくりを推進するまち」を除いた23の基本方針の中から、委員が基本目標ごとに1つの基本方針を選定し、計5つの基本方針を対象として実施します。

また、選定した基本方針に位置付けられた施策についても評価対象とします。



※ 「6. 個性あふれる地域づくりを推進するまち」の基本方針を構成する施策は、7地域ごとに、それぞれの地域資源を生かし、また地域の課題に対応するための施策を特出しして計上しており、その経費（決算額）については他の基本方針を構成する施策に包含されています。このため、当該基本方針については外部評価の対象外とします。

【平成29年度評価対象】

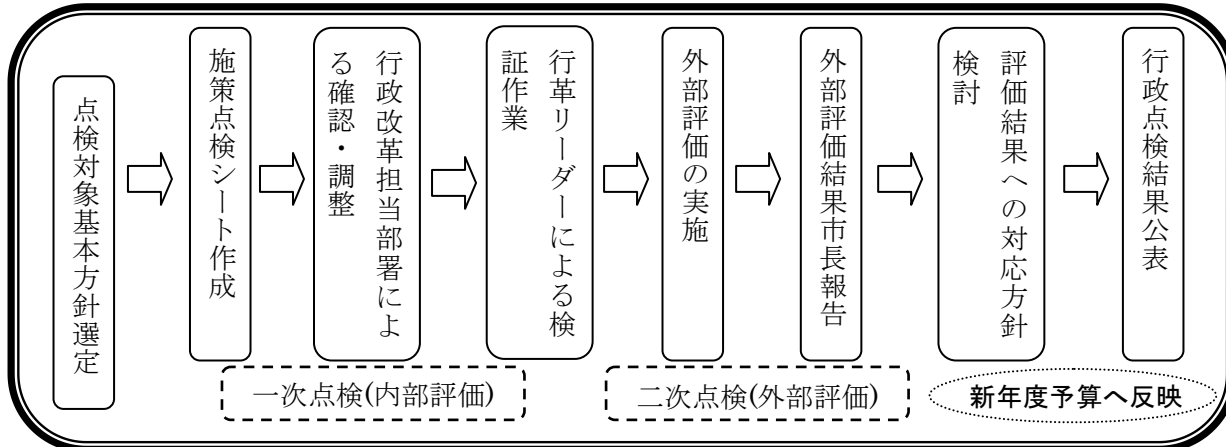


選定の基準

- 行政改革の観点から、市民の視点において政策に対して効果を検証する必要があると判断された基本方針
- 内部評価の結果、事業の進捗が遅いと思われる施策を含む基本方針
- 過去の市民アンケートの結果から、検証を要すると判断された基本方針 など

(3) 行政点検の流れ及びスケジュール

【行政点検の流れ (イメージ図)】



【行政点検のスケジュール (予定含む)】

月	日	曜日	委員会等	内容	出席者等
6	30	金	第1回外部評価委員会	評価対象、評価方法の説明	外部評価委員 (審議会委員)
6	30	金	一次点検 (内部評価)	基本方針調書作成	事務局→責任課
7	14	金			
7	20	木	行革リーダー検証作業 (部会を設け実施)	基本方針評価調書検証作業	事務局→行革リーダー
7	31	月			

月	日	曜日	委員会等	内容	出席者等
8	1	火	一次点検（内部評価） 修正作業開始	検証結果に基づく基本方針評価調書 確認・修正	事務局→責任課
8	8	火	行政改革推進本部会議	行革リーダー検証作業結果報告	行政改革推進本部員
8	16	水	一次点検（内部評価） 修正作業完了	検証結果に基づく基本方針評価調書 確認・修正完了	責任課→事務局
8	中旬		外部評価委員会	対象の基本方針評価調書の送付	事務局→委員
				事業の質疑受付（電話等）	委員（質疑）→事務局
8	25	金	第2回外部評価委員会	外部評価（2つの基本方針）	外部評価委員（審議会委員） 市職員（責任課長他） 市職員（企画・財務）
8	31	木	第3回外部評価委員会	外部評価（3つの基本方針）	外部評価委員 市職員（責任課長他） 市職員（企画・財務）
11	24		外部評価委員会	市長報告	外部評価委員（委員長他）
12	上旬		行政改革推進本部会議	外部評価結果を受けての市の対応方針 を検討	行政改革推進本部員
12	中旬		第4回外部評価委員会	市の対応方針について確認	外部評価委員（審議会委員）
12	中旬		議会総務常任委員会	外部評価結果及び市の対応方針等を 報告	議会総務常任委員会委員
12	下旬		評価結果対応方針の公表	郡上市ホームページ上で、外部評価 結果及び市の対応 方針等を公表	事務局→ホームページ

（４）外部評価の実施手順

- ①外部評価の概要及び総合計画の体系から評価対象の基本方針の位置付けについて、企画課長が説明を行う。
- ②基本方針評価調書、補足説明資料をもとに、原則として評価対象の基本方針の責任課長が30分以内で現状と課題、目指す姿、構成施策の内容及び取組状況、成果指標、総合評価とその理由並びに今後の展開について説明を行う。
- ③説明後、評価委員から質疑を概ね30分間で行う。
- ④質疑終了後、評価委員は10分間で各自「行政点検チェックシート」に評価の妥当性及び所見を取りまとめる。
- ⑤評価終了後に、各委員が出された評価の妥当性及び所見について協議し、外部評価委員会としての結論を「行政点検（外部評価）集計表」にまとめる。（20分間）
- ⑥事務局において論点整理を行い、外部評価委員会としての結論をまとめる。

（５）外部評価の視点

- ①【わかりやすさ】
⇒市民に対して分かりやすい評価調書となっているか。説明は十分か。
- ②【重要課題と施策のつながり】
⇒「基本方針に従い施策を進める上での重要課題」を解決するための手段（施策）等は適切か。効果はどうか。
- ③【施策の進捗】

⇒施策は順調に進んでいるか。

④【今後の展開】

⇒施策の進行状況等を踏まえ、今後、どのように進めていくかの認識は妥当か。

※ 上記の視点により評価し、最終的に内部評価（一次点検）の妥当性及び所見等について取りまとめる。

(6) 外部評価の留意点

評価の結果は、市長へ報告するとともに市民へ公表します。なお、外部評価委員から示された結果は、必ずしも市の取組みの最終的な方向性を示すものではありません。

本市における外部評価は、評価の過程で委員から出された意見や質問に職員が的確に回答し、施策及び事業実施のより良い手法を導き出しながら、今後の市政に活用することを重点として実施します。

2. 行政点検外部評価日程表

【日程】

日時		分野及び基本方針	責任課
8/25 (金)	午後	第3分野 支えあい助け合う安心のまち (1) 結婚から出産、子育てへの切れ目のない支援を充実します	児童家庭課
		第1分野 地域資源を活かして産業を育てるまち (5) 雇用の場・機会の創出と魅力ある就労環境を目指します	商工課
日時		分野及び基本方針	責任課
8/31 (木)	午前	第2分野 美しい水と緑を守り、暮らしの基盤が整う共生のまち (3) 暮らしの中の安全・安心を守ります	総務課
	午後	第4分野 香り高い地域文化と心豊かな人を育むまち (5) 郡上のこれまでと今を学び、郡上のこれからを考え行動する「郡上学」を推進します	企画課 地域振興担当
		第5分野 市民と行政が協働でつくるまち (1) 市民主体のまちづくりを支援します	

【外部評価当日のタイムスケジュール】

日	時間	所要時間	評価
8/25 (金)	13:00 ~ 13:15	15分	外部評価の概要等説明
	13:15 ~ 14:15	60分	ヒアリング【基本方針3・(1)】
	14:15 ~ 14:25	10分	委員評価
	14:25 ~ 14:35	10分	休憩(説明者入替)
	14:35 ~ 15:35	60分	ヒアリング【基本方針1・(5)】
	15:35 ~ 15:45	10分	委員評価
	15:45 ~ 16:05	20分	まとめ

日	時 間	所要時間	評 価
8/31 (木)	10 : 30 ~ 10 : 45	15 分	外部評価の概要等説明
	10 : 45 ~ 11 : 45	60 分	ヒアリング【基本方針 2- (3)】
	11 : 45 ~ 11 : 55	10 分	委員評価
	12 : 00 ~ 13 : 00	10 分	休憩
	13 : 00 ~ 14 : 00	60 分	ヒアリング【基本方針 4- (5)】
	14 : 00 ~ 14 : 10	10 分	委員評価
	14 : 10 ~ 14 : 20	10 分	休憩 (説明者入替)
	14 : 20 ~ 15 : 20	60 分	ヒアリング【基本方針 5- (1)】
	15 : 20 ~ 15 : 30	10 分	委員評価
	15 : 30 ~ 15 : 50	20 分	まとめ

3. 行政点検外部評価委員会の活動内容

平成 29 年 6 月 30 日 (金) 第 1 回行政点検外部評価委員会

行政点検外部評価について事務局より説明を行い、評価対象及び外部評価方法を確認。

- 副委員長選出
- 外部評価の概要について (評価対象、所要時間、評価方法)
- 評価対象基本方針の選定について

平成 29 年 8 月 25 日 (金) 第 2 回行政点検外部評価委員会

基本方針評価調書に基づき、責任課が基本方針及び目指す姿、並びに施策の成果等を説明。

委員による責任課及び主管課へのヒアリングを実施。また、ヒアリング結果に基づき、委員各自において責任課が行った内部評価 (一次点検) の妥当性に対する評価を実施。

- ◎第 3 分野 基本方針 (1) : 結婚から出産、子育てへの切れ目のない支援を充実します
- ◎第 1 分野 基本方針 (5) : 雇用の場・機会の創出と魅力ある就労環境を目指します

平成 29 年 8 月 31 日 (木) 第 2 回行政点検外部評価委員会

基本方針評価調書に基づき、責任課が基本方針及び目指す姿、並びに施策の成果等を説明。

委員による責任課及び主管課へのヒアリングを実施。また、ヒアリング結果に基づき、委員各自において責任課が行った内部評価 (一次点検) の妥当性に対する評価を実施。

- ◎第 2 分野 基本方針 (3) : 暮らしの中の安全・安心を守ります
- ◎第 4 分野 基本方針 (5) : 郡上のこれまでと今を学び、郡上のこれからを考え行動する
「郡上学」を推進します
- ◎第 5 分野 基本方針 (1) : 市民主体のまちづくりを支援します

基本方針を各委員が評価した後、外部評価委員会全体で協議の上、市が実施した 5 つの基本方針の内部評価 (一次点検) に対する妥当性を検証し、総評という形で取りまとめた。

4. 行政点検外部評価委員会による評価結果

(1) 外部評価結果一覧表

分野	基本方針名	評価結果		責任課
		責任課（市）の評価	外部評価委員会の評価	
1	雇用の場・機会の創出と魅力ある就労環境を目指します	B	目指す姿に向けて順調であるが、一部努力を要する	商工観光部 商工課
2	暮らしの中の安全・安心を守ります	B	目指す姿に向けて順調であるが、一部努力を要する	総務部 総務課
3	結婚から出産、子育てへの切れ目のない支援を充実します	B	目指す姿に向けて順調であるが、一部努力を要する	健康福祉部 児童家庭課
4	郡上のこれまでと今を学び、郡上のこれからを考え行動する「郡上学」を推進します	B	目指す姿に向けて順調であるが、一部努力を要する	市長公室 企画課
5	市民主体のまちづくりを支援します	B	目指す姿に向けて順調であるが、一部努力を要する	市長公室 企画課

(2) 基本方針の個別評価

基本目標	第1分野 地域資源を活かして産業を育てるまち		
基本方針	5 雇用の場・機会の創出と魅力ある就労環境を目指します		
目指す姿	郡上に残って働きたい、郡上に戻って働きたい、郡上に来て働きたいという人が増えるような雇用の場や機会が確保され、就職後にもワークライフバランスのとれた職場環境のもと生き生きと働いています		
責任課	商工課	主管課 及び関係課	商工課・企画課・学校教育課
内部評価結果 (一次点検)	B	目指す姿に向けて概ね順調であるが、一部努力を要する。	

外部評価結果							
内部評価結果 に対する 妥当性の評価	一部適正な評価が行われていない。						
評価の概要 及び 基本方針に 対する所見	<p>責任課は目指す姿に向けて概ね順調であると評価しているが、特に人材確保に対する認識において市と市民との意識に差があること、また、雇用環境や職場環境の整備の面において、施策や事業の主体が市であるのか、或いは外郭団体や民間事業者であるのかが必ずしも明確となっていないことから、外部評価委員会では一部適正な評価が行われていないと評価した。</p> <p>今一度、市が掲げる基本方針や目指す姿に対して、市として果たす役割（主体と補完）を明確にし、その上で目指す姿の実現に向けて取り組んでいただきたい。</p>						
基本方針を 構成する施策 又は事務事業 に対する意見	<table border="1"> <thead> <tr> <th>意見区分</th> <th>委員からの意見の内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>成果等に関する意見</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 雇用の創出には長い時間を要する。工場誘致のための工業用地確保や整備について、市として取り組んでいることを計画的に進められたい。 </td> </tr> <tr> <td>指摘事項や改善を要する事項等に関する意見</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 新たな雇用の創出も大切であるが、既存の事業者の支援に力を入れたらどうか。 高校生が郡上に残れるような職業専門校が必要ではないか。 市として何をしていくかを意識して、施策を講じる必要がある。 人材不足という課題に対して、実態は郡上には職場がないという意識が強い。実態と意識の差をなくす対策が必要である。 若者が働きたいと思えるような魅力（労働条件・給料等）を企業側に働きかけていただきたい。 基本方針に示されていることの一つひとつを再検討し、「郡上らしさ」というものをよく考えて施策を講じてほしい。 </td> </tr> </tbody> </table>	意見区分	委員からの意見の内容	成果等に関する意見	<ul style="list-style-type: none"> 雇用の創出には長い時間を要する。工場誘致のための工業用地確保や整備について、市として取り組んでいることを計画的に進められたい。 	指摘事項や改善を要する事項等に関する意見	<ul style="list-style-type: none"> 新たな雇用の創出も大切であるが、既存の事業者の支援に力を入れたらどうか。 高校生が郡上に残れるような職業専門校が必要ではないか。 市として何をしていくかを意識して、施策を講じる必要がある。 人材不足という課題に対して、実態は郡上には職場がないという意識が強い。実態と意識の差をなくす対策が必要である。 若者が働きたいと思えるような魅力（労働条件・給料等）を企業側に働きかけていただきたい。 基本方針に示されていることの一つひとつを再検討し、「郡上らしさ」というものをよく考えて施策を講じてほしい。
	意見区分	委員からの意見の内容					
成果等に関する意見	<ul style="list-style-type: none"> 雇用の創出には長い時間を要する。工場誘致のための工業用地確保や整備について、市として取り組んでいることを計画的に進められたい。 						
指摘事項や改善を要する事項等に関する意見	<ul style="list-style-type: none"> 新たな雇用の創出も大切であるが、既存の事業者の支援に力を入れたらどうか。 高校生が郡上に残れるような職業専門校が必要ではないか。 市として何をしていくかを意識して、施策を講じる必要がある。 人材不足という課題に対して、実態は郡上には職場がないという意識が強い。実態と意識の差をなくす対策が必要である。 若者が働きたいと思えるような魅力（労働条件・給料等）を企業側に働きかけていただきたい。 基本方針に示されていることの一つひとつを再検討し、「郡上らしさ」というものをよく考えて施策を講じてほしい。 						
その他の意見	<ul style="list-style-type: none"> 景気回復には外的要因のほか、国や県が講じる施策の効果等様々な要因がある。本日の市からの説明では市の施策が功を奏しているのか判断し難い。また、市の施策の成果に対し、説明側から問題を認識しようという努力を感じられなかったのが残念である。 工業用地の確保など直接的な施策もある一方、中には市の施策として効果を判断しにくいものもある。 						

基本目標	第2分野 美しい水と緑を守り、暮らしの基盤が整う共生のまち		
基本方針	3 暮らしの中の安全・安心を守ります		
目指す姿	人口減少が進む中、自主防災組織の組織力や機動力を高め、初動体制の整備を行うとともに、地域の防災リーダーや消防団員の確保を図り、地域防災力の向上を目指します。また、常備消防の機能を充実させ、防災体制の総合的な強化を図ります。交通安全対策、生活安全対策、各種の災害対策を推進し、安全・安心な市民生活を実現します。		
責任課	総務課	主管課 及び関係課	総務課・消防課・建設工務課・都市住宅課・観光課・建設総務課・財務課
内部評価結果 (一次点検)	B	目指す姿に向けて概ね順調であるが、一部努力を要する。	

外部評価結果							
内部評価結果 に対する 妥当性の評価	概ね適正な評価が行われている。						
評価の概要 及び 基本方針に 対する所見	<p>(当該分野は、市民の安心・安全を守るため施策が多岐にわたっているが、今回は市民の生命財産に大きく関わる「防災」の視点を中心とした評価となった。)</p> <p>消防団員数は横ばいながら、地域の防災リーダーとなる防災士や、救急救命士の数も計画的に増加しており、災害危険箇所の減少や耐震に向けた対策などハード面の整備も順調に進捗が図られている。一方、次のステップとして防災士の認知度を向上し、地域における防災リーダーとして明確に位置づけることにより、自主防災組織を強化していくことが必要であると認識されている。これらのことから、成果として公助や共助の体制が強化され、課題としては共助と自助の体制が有事に機能する仕組みづくりが必要なことであると捉え、これらを今後の展開につなげようとする責任課の評価と姿勢は妥当であり、概ね適正であると評価した。</p> <p>今後、評価時に指摘した、消防団員の増加対策や、仕事により活動できる消防団員が少なくなる平日の日中における災害時を想定した対策などについて、具体的な効果的な取組みを望む。</p>						
基本方針を 構成する施策 又は事務事業 に対する意見	<table border="1"> <thead> <tr> <th>意見区分</th> <th>委員からの意見の内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>成果等に関する意見</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・課題として認識していることは間違っていないと思う。 ・危険な中で活動する消防団員に対しては、一定の保障がなされていると感じる。 </td> </tr> <tr> <td>指摘事項や改善を要する事項等に関する意見</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・郡上の先人たちの知恵に学ぶことは、防災上においても役立つと考えられる。防災教育と地元学について所管を超えた検討が必要。 ・当方針に掲げる施策は、市民生活に直結する重要な事項であり、制度等のPRを積極的に実施されたい。 ・マニュアル作りからステップアップして、地域事情に応じた防災訓練が必要。 ・地域防災力の向上は、基本的には地域コミュニティにおける意識醸成が重要である。指標に「地域防災集会(仮称)の開催数」を含めたらどうか。 ・企業や事業所等の存在をもっと意識した取組が必要。 ・消防団員数の増加に向けた明確な施策が示されていない。人材確保の視点において評価が不十分ではないかと思われる。 ・防犯カメラの設置を増やすと良い。 </td> </tr> </tbody> </table>	意見区分	委員からの意見の内容	成果等に関する意見	<ul style="list-style-type: none"> ・課題として認識していることは間違っていないと思う。 ・危険な中で活動する消防団員に対しては、一定の保障がなされていると感じる。 	指摘事項や改善を要する事項等に関する意見	<ul style="list-style-type: none"> ・郡上の先人たちの知恵に学ぶことは、防災上においても役立つと考えられる。防災教育と地元学について所管を超えた検討が必要。 ・当方針に掲げる施策は、市民生活に直結する重要な事項であり、制度等のPRを積極的に実施されたい。 ・マニュアル作りからステップアップして、地域事情に応じた防災訓練が必要。 ・地域防災力の向上は、基本的には地域コミュニティにおける意識醸成が重要である。指標に「地域防災集会(仮称)の開催数」を含めたらどうか。 ・企業や事業所等の存在をもっと意識した取組が必要。 ・消防団員数の増加に向けた明確な施策が示されていない。人材確保の視点において評価が不十分ではないかと思われる。 ・防犯カメラの設置を増やすと良い。
意見区分	委員からの意見の内容						
成果等に関する意見	<ul style="list-style-type: none"> ・課題として認識していることは間違っていないと思う。 ・危険な中で活動する消防団員に対しては、一定の保障がなされていると感じる。 						
指摘事項や改善を要する事項等に関する意見	<ul style="list-style-type: none"> ・郡上の先人たちの知恵に学ぶことは、防災上においても役立つと考えられる。防災教育と地元学について所管を超えた検討が必要。 ・当方針に掲げる施策は、市民生活に直結する重要な事項であり、制度等のPRを積極的に実施されたい。 ・マニュアル作りからステップアップして、地域事情に応じた防災訓練が必要。 ・地域防災力の向上は、基本的には地域コミュニティにおける意識醸成が重要である。指標に「地域防災集会(仮称)の開催数」を含めたらどうか。 ・企業や事業所等の存在をもっと意識した取組が必要。 ・消防団員数の増加に向けた明確な施策が示されていない。人材確保の視点において評価が不十分ではないかと思われる。 ・防犯カメラの設置を増やすと良い。 						
その他の意見	<ul style="list-style-type: none"> ・常備消防(公助)と消防団等(共助)の双方に触れられていて、これまでの評価から改善されている。 						

基本目標	第3分野 支えあい助け合う安心のまち		
基本方針	1 結婚から出産、子育てへの切れ目のない支援を充実します		
目指す姿	結婚を希望する人が結婚でき、子どもを持ちたい人が安心して子どもを産み育てることができるような、官民の支援体制が整っています		
責任課	児童家庭課	主管課 及び関係課	企画課・健康課・児童家庭課・社会福祉課・郡上市民病院・国保白鳥病院・商工課・学校教育課・社会教育課・消防課
内部評価結果 (一次点検)	B	目指す姿に向けて概ね順調であるが、一部努力を要する。	

外部評価結果		
内部評価結果 に対する 妥当性の評価	概ね適正な評価が行われている。	
評価の概要 及び 基本方針に 対する所見	<p>責任課が評価しているとおり、結婚や出産、子育てに関する支援や環境整備など市が実施する施策としては順調に推進されている。また、基本方針や目指す姿に示す、切れ目のない支援や官民の支援体制という点において、民間の力を引き出していくことが課題として捉えられており、今後の展開にも一部検討事項として盛り込まれている。よって、外部評価委員会では今回市が行った点検・評価は妥当であり、概ね適正な評価が行われていると評価した。</p> <p>なお、基本方針に従い様々な施策を進める前提として、少子化が進む中、出産や子育てにつながる世代の移住・定住施策との連携にも取り組まれない。</p>	
基本方針を 構成する施策 又は事務事業 に対する意見	意見区分	委員からの意見の内容
	成果等に関する意見	<ul style="list-style-type: none"> 「切れ目のない支援」に向けて、各課が取り組んだ結果であり、昨年より大きな変化もあり分かりやすい。その一貫性をもっと市民に伝え、様々な施策があることをPRすると良い。 課題を解決するための手段は適切であると思うが、子育ての環境整備など施策によっては地域の偏りがあるため、市全域での支援に取り組まれない。
	指摘事項や改善を要する事項等に関する意見	<ul style="list-style-type: none"> 18歳以上の女性が、郡上に残る、戻ってくる、移住することを目指す施策が必要。魅力的なまちづくりに直結する施策として、児童家庭課、商工課、社会教育課から切り込んでいく施策を考えていただきたい。 子育て支援の充実のため、経済的な環境支援を推進すべきである。 出会いから子育てまでの全ステージを一体的に応援するため、総合相談窓口の設置を考慮されたい。
その他の意見	<ul style="list-style-type: none"> 郡上市が他の自治体に率先して、先進施策にチャレンジするという姿勢を示してもらえば嬉しい。 あまりにも出産・子育てを強調しすぎて、子どもを希望しない夫婦へ過度なプレッシャーを与えないよう、表現等に注意する必要がある。 結婚、出産という個人に関する事項について、行政が行う事業としては非常に難しいものがある。 	

基本目標	第4分野 香り高い地域文化と心豊かな人を育むまち		
基本方針	5 郡上のこれまでと今を学び、郡上のこれからを考え行動する「郡上学」を推進します		
目指す姿	地域の伝統や文化、歴史が後継者に継承され、地域づくり活動も盛んに行われています。また、次代を担う子どもたちが郡上に住み続けたいという思いを持ち、郡上を離れたとしても郡上を思う心を持ち続けています。		
責任課	企画課	主管課 及び関係課	企画課・学校教育課・社会教育課
内部評価結果 (一次点検)	B	目指す姿に向けて概ね順調であるが、一部努力を要する。	

外部評価結果		
内部評価結果 に対する 妥当性の評価	概ね適正な評価が行われている。	
評価の概要 及び 基本方針に 対する所見	<p>郡上学を推進する手段の一つである「郡上かるた」は、小中学生を中心として継続的に取り組まれている。これは、目指す姿である「地域の伝統や文化、歴史が後継者に継承」されるための第一歩として「郡上を知る」機会が拡充されていると捉えることができ、一定の成果が現れていると考えられる。一方で、特に若い世代をはじめ市民全般に郡上学が浸透しているとは考えにくいことから、課題として解決していく必要がある。これらのことを総合すると、現段階における責任課の評価は妥当であり、概ね適正であると評価できる。</p> <p>但し、評価結果を踏まえた今後の展開に積極性が感じられず、特に「総合的な郡上学の推進」施策においては、講座の実施以外に方策が検討されていないことから、課題解決の具体的な手法について乏しいと言わざるを得ない。目指す姿を実現するために、「知る」ことから「実践する」ための取組みを増やし、その中で既に郡上学を学んだ「実践者」の積極的な活用に努められたい。</p>	
基本方針を 構成する施策 又は事務事業 に対する意見	意見区分	委員からの意見の内容
	成果等に関する意見	<ul style="list-style-type: none"> 郡上かるた大会のように、参加する本人がそんなに意識していなくても郡上学に触れていることが実は大切なのではないか。 郡上学を継続的に実施することで、郡上を好きになる要素になる。 郡上市にとって「郡上学」は大切な施策だと思うので、ぜひグレードアップしていただくことを期待する。 観光立市を進めるにあたり、郡上学に関連する学科や教育を進めることは良いことだと思う。
	指摘事項や改善を要する事項等に関する意見	<ul style="list-style-type: none"> 講座形式にこだわりすぎると参加者が伸び悩むと考えられる。 郡上学を知らない人にも分かりやすく伝えるため、印刷物を作成する場合は、ねらいやこれまでの取組みなどを盛り込むと良い。 子どもの郡上学は学校での取組みを中心に充実しているが、若者をはじめ大人の郡上学の参加者に広がりがあると良い。 「郡上学を学んだ人」をどうするのか、「これから」が見えてこない。 主体的に「郡上学」を発展してもらうことが一番大事ではないか。 若者の意見を取り入れることは良いが、そのための具体性のある方針がなく、今後の展開は不十分と感じる。 興味を引く内容の講座があっても、宣伝が十分なされていないのではないか。子どもたちに郡上かるたが広がっているのを活かして、親世代をもう少し巻き込む工夫ができないか。
その他の意見	<ul style="list-style-type: none"> 目指す姿に「郡上を離れたとしても郡上を思う心を持ち続ける」とあるが、「郡上を離れたとしても郡上に戻ってきたい」という思いになってくれたら嬉しい。 郡上学を考えるにあたり、推進する行政側の課名についても上に立つイメージを持つ「教育」がいいのか、横あるいは斜めに立って支援する「学習」がいいか検討いただきたい。 	

基本目標	第5分野 市民と行政が協働でつくるまち		
基本方針	1 市民主体のまちづくりを支援します		
目指す姿	自分たちの住むまちをもっと良くしようという流れが生まれ、郡上市全体や身近な地域を将来どのようにしていきたいかを考える市民が増え、それを実現するための市民協働によるまちづくり活動が活発に行われています。		
責任課	企画課	主管課 及び関係課	企画課・総務課・振興課
内部評価結果 (一次点検)	B	目指す姿に向けて概ね順調であるが、一部努力を要する。	

外部評価結果		
内部評価結果 に対する 妥当性の評価	概ね適正な評価が行われている。	
評価の概要 及び 基本方針に 対する所見	<p>目指す姿を達成するために、住民自治の推進、市民協働の推進、市民活動の活性化という3つの施策に取り組んでいる。この分野は成果が見えにくい分野であるが、住民自治については、地域ごとの個別課題に対して計画的に取り組む団体（自治会）の状況から、徐々にではあるがコミュニティごとの主体性が醸成されていると考えられる。また、まちづくりに対して市民からの提案が増えている実態から、まちを良くしようという積極的な市民が増加していることが推察され、これらの提案に基づき市と市民が協働して実現していく取組みも具現化してきていることから、市民協働、市民活動についても一定の成果が認められると考えられる。したがって、責任課の評価は妥当であり、概ね適正な評価が行われていると評価できる。</p> <p>しかしながら、市が考える「市民協働」の理念が、市と市民の間で共通理解できているか、また、それ以前に「市民協働」というものが市民にどれだけ認知されているかが不明であり、今後の展開としては市民協働センターの意義や役割について、今一度検証していただきたい。</p>	
基本方針を 構成する施策 又は事務事業 に対する意見	意見区分	委員からの意見の内容
	成果等に関する意見	<ul style="list-style-type: none"> 市民の意識が変わりつつある様子が分かった。今後は、地域づくり活動への取組みが進まない地域への支援手法を検討されたい。 感覚的ではあるが、確実に郡上を良くしていこうとする市民が増えていると感じる。
	指摘事項や改善を要する事項等に関する意見	<ul style="list-style-type: none"> 地域に根差した経済の面からも地域づくりを考えていく必要がある。「小さな経済」でも、回れば自立的な活動が可能である。 地域振興計画を作成する自治会がもっと増加すると良い。 地域コミュニティの強化に向け、地域協議会を活性化すると良い。 「まちづくりに関わるNPO法人や市民活動団体等の交流や連携の強化」に向けた施策が見えてこない。 市民活動への理解や周知が不十分なまま施策を進めようとしているのではないか。 市民協働の結果どのように行政運営がなされるべきか、目標とする姿が今一步認識できない印象がある。市民協働センターの運用にもそれが表れているのではないか。
その他の意見	<ul style="list-style-type: none"> 評価しづらい分野である。 指標が成果（アウトカム）指標となっていない。投入（インプット）指標、産出（アウトプット）指標があってもいいが、あくまでもアウトカム指標に至る因果関係が必要。アウトカム指標がないのは問題である。 	

5. 外部評価の今後に向けて

1. 外部評価全般について

- 本年度から第2次郡上市総合計画に基づく基本方針や施策、事務事業の評価となり、評価手法が変更されたため若干の戸惑いがあった。事前に説明は受けたものの、実際の評価シートに基づきもう少し詳しい説明があると良かった。
- 継続的な評価のため、評価シート等の様式は変更せず同様のものを使用していただきたい。

2. 各課の説明について

- 一つの基本方針において、施策や事務事業が多岐にわたるため説明者も多くなる。説明される場合は、発言者の所属と氏名を述べてから行うことを徹底していただくと良い。

郡上市住民自治基本条例

目次

前文

第1章 総則（第1条—第3条）

第2章 基本理念（第4条）

第3章 基本原則（第5条）

第4章 市民の権利及び責務（第6条・第7条）

第5章 議会及び市長等の役割と責務（第8条—第11条）

第6章 参画及び協働（第12条—第15条）

第7章 住民投票（第16条）

第8章 市政の運営（第17条—第27条）

附則

豊かな自然と温かい心、そして歴史と文化が息づく「ふるさと郡上市」。

私たちはこのふるさとを誇りに思い、いつまでも住み続けられる地域であることを願っています。

郡上市には、それぞれの風土習慣をもった多様な地域があります。私たちは、先人たちが連綿と受け継いできたこれらの「たからもの」を守り、さらに磨きをかけて次世代へつないでいかなければなりません。そのためには、私たち市民一人ひとりがまちづくりの主人公であることを自覚し、力を出し合い、郡上市としてまとまっていくことが必要です。

私たち市民、議会及び市長等が、それぞれの役割を担い、人と人とのつながりを大切にした協働によるまちづくりを進めるため、この郡上市住民自治基本条例を定めます。

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、前文に掲げる理念を明らかにし、まちづくりの基本となる住民自治や市政運営の原則を定めるとともに、市民、議会、市長等のそれぞれの役割と責務を明確にし、協働によるまちづくりを進めることを目的とします。

（用語の定義）

第2条 この条例において使用する用語の意義は、次のとおりとします。

- （1）市民 市内に居住、在学若しくは在勤する個人又は市内において事業若しくは活動を行う個人、法人その他団体をいいます。
- （2）市長等 市長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、公平委員会、農業委員会及び固定資産評価審査委員会をいいます。
- （3）協働 地域又は社会の課題の解決を図るため、市民が相互に、又は市民と議会、市長等がお互いの立場を尊重し、お互いの不足する部分を補いながら、ともに協力して取り組むことをいいます。
- （4）まちづくり いつまでも住み続けられる地域をつくるために、より良い地域を目指す活動全般をいいます。
- （5）住民自治 市民自らが参画し、協働し、まちづくりを主体的に進めることをいいます。
- （6）自治力 自らの地域の課題に対して、自ら参画し、取り組むことにより課題を解決していく力のことをいいます。

（条例の位置付け等）

第3条 市民、議会及び市長等は、他の条例、規則その他の規程の制定若しくは改廃又はまちづくりに関する計画の策定、施策や事業等を実施する場合は、この条例の趣旨を尊重し、この条例に定める事項との整合を図ります。

第2章 基本理念

（基本理念）

第4条 まちづくりの主人公である市民は、議会及び市長等とともに協働によるまちづくりを進め、いつま

でも住み続けられる郡上市を目指します。

第3章 基本原則

(基本原則)

第5条 市民は、議会及び市長等とともに、次に掲げる事項を基本として、まちづくりを推進します。

- (1) 市民は、積極的な市政参画に努め、議会及び市長等は市民の市政への参画を推進します。
- (2) 市民、議会及び市長等は、お互いに情報の共有に努めます。
- (3) 市民、議会及び市長等は、協働によるまちづくりに努めます。
- (4) 市民、議会及び市長等は、市内それぞれの地域にある多様な地域資源を活用したまちづくりを進めます。

第4章 市民の権利及び責務

(市民の権利)

第6条 市民は、市政やまちづくりに参画する権利を有するとともに、市政やまちづくりに関して知る権利を有します。

(市民の役割と責務)

第7条 市民は、お互いに尊重し、協力しあいながら、自らまちづくりに参画するよう努めます。

- 2 市民は、一人ひとりが市政やまちづくりに関心を持ち、学習に努め、自らの発言や行動に責任を持つものとしします。
- 3 市民は、まちづくりの担い手として、地域活動への積極的な参加に努めます。
- 4 事業者等(第2条第1号における、市内において事業若しくは活動を行う個人又は法人その他団体をいう。)は、自らも地域社会の一員であることを自覚し、地域の課題の解決に向けて取り組むよう努めます。

第5章 議会及び市長等の役割と責務

(議会の役割と責務)

第8条 議会は、選挙で選ばれた住民の代表者が構成する議決機関として、市民に開かれた議会の運営に努めます。

- 2 議会は、この条例の基本理念及び基本原則を尊重し、まちづくりに取り組むよう努めます。

(市長等の責務)

第9条 市長等は、所管する事務の企画立案、実施、評価及び効果について、市民に対しわかりやすい説明に努めます。

- 2 市長等は、公平・公正、誠実、迅速及び効率的に事務を執行します。

(市長の責務)

第10条 市長は、この条例の基本理念及び基本原則に基づいた市政運営に努めます。

- 2 市長は、市民の自治力向上のため、市民の自主性及び自立性を尊重しながら、その活動を支援するよう努めます。
- 3 市長は、市民の期待に応えられる市職員の育成に努めます。

(市職員の責務)

第11条 市職員は、公平・公正に職務を遂行するとともに、市民との協働によるまちづくりの推進に努めます。

- 2 市職員は、市民の一員として、積極的にまちづくりへ参加するよう努めます。

第6章 参画及び協働

(パブリックコメント制度(市民意見公募手続制度))

第12条 市長等は、市の重要な計画や政策の策定等について、事前にその案を公表し、広く市民の意見を聴取します。

- 2 市長等は、市民から提出された意見等を考慮して政策等の意思決定をするとともに、提出された意見等の概要及び意見等に対する市の考えを公表します。
- 3 第1項の手続及び前項の規定による公表の方法については、別に定めます。

(審議会等への参加)

第13条 市長等は、審議会、審査会、調査会その他これに類するもの(以下「審議会等」という。)の委員

を選任する場合、男女比、年齢、職種、地域バランス等を考慮した選任に努めるとともに、その一部には市民からの公募による委員を選任します。ただし、専門性の高いものや個人情報扱うものなどについては、この限りではありません。

(住民自治の推進組織)

第14条 市長は、協働によるまちづくりを推進するための組織を設置します。

2 この組織は、地域の課題を共有し、市民自らが考え、議論しながらその解決に向けて取り組み、地域の特色をいかしたまちづくりを進めます。

3 この組織と運営については、別に定めます。

(市民協働)

第15条 市民、議会及び市長等のまちづくりの担い手が、お互いの責任と役割を認め合いながら、協力、連携してまちづくりを進めます。

2 市長は、市民、まちづくり団体等の活動や交流の支援、調整を行うための拠点となる組織を設置します。

3 この組織と運営については、別に定めます。

第7章 住民投票

(住民投票)

第16条 市長は、市政に関する重要項目について、必要に応じ住民投票を実施することができるものとします。

2 住民投票の実施に関し必要な事項については、それぞれの事案に応じて、別に条例で定めます。

3 市民、議会及び市長等は、住民投票の結果を尊重します。

第8章 市政の運営

(情報公開)

第17条 市長等は、市民の知る権利を保障するため、別に条例で定めるところにより、情報の公開を推進します。

(個人情報保護)

第18条 市長等は、市民の権利や利益が侵害されることのないよう、別に条例で定めるところにより、個人情報を適正に取り扱います。

(会議等の公開)

第19条 審議会等の会議は、法令、条例、規則その他の規程に特別な定めがある場合を除いて、原則として公開します。

(行政評価)

第20条 市長等は、総合計画等に基づいた事業について、行政評価を行い、評価の結果を事業の推進や見直し等に反映するよう努めます。

2 市長等は、行政評価を行う場合、審議会等による市民参画に努めます。

(総合計画)

第21条 市長は、総合的で計画的な市政運営を図るため、議会の議決を経て基本構想を定めるとともに、その実現を図るため基本計画を策定するものとします。

(財政運営)

第22条 市長等は、総合計画を基本とした計画的な財政運営に努めます。

(意見、要望、苦情等への応答)

第23条 市長等は、市政に関する意見、要望、苦情等に対し、誠実かつ迅速な対応に努めるとともに、苦情に対しては原因を分析し、再発の防止に努めます。

(行政手続)

第24条 市長等は、市民の権利と利益を保護するため、別に条例で定めるところにより、行政手続における、公正の確保と透明性の向上を図ります。

(危機管理)

第25条 市長等は、市民の安全安心に努めるとともに、市民の安全確保のため緊急事態に対処できる体制の充実、強化に努めます。

2 市民は、災害等に備え、地域でお互いに協力して対応できるような体制づくりに努めるとともに、災害発生等、緊急時には自らの安全確保に努めます。

(国等他機関との連携、協力)

第26条 市長等は、共通する課題解決等において、国、県及び他自治体等と連携、協力を努めます。

(条例の検証)

第27条 市長は、この条例の見直しを含めた検証を行う機関を、別に定めるところにより設置します。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

改正

平成19年 3月 5日訓令第24号
平成20年 1月23日訓令第 2号
平成24年 3月30日訓令第 4号
平成26年 6月26日訓令第11号

郡上市行政点検実施要綱

(趣旨)

第1条 この訓令は、郡上市が次のことを目的として行う行政点検に関し必要な事項を定めるものとする。

- (1) 郡上市総合計画基本計画（以下「総合計画」という。）に位置付けられた施策の目標達成状況等について点検し、その結果を施策の展開や事務事業の実施等に適切に反映させることにより、成果を重視した行政運営を進める。
- (2) 事務事業の効果を検証し、適切な改善を行うことにより、行政サービスの最適化を進める。

(用語の定義)

第2条 この要綱において使用する用語の意義は、次のとおりとする。

- (1) 行政点検 郡上市住民自治基本条例（平成26年郡上市条例第2号）第20条において市長が行うこととしている行政評価のことをいう。
- (2) 施策点検 総合計画に掲げる全ての施策について行う行政点検のことをいう。
- (3) 事務事業点検 市の事務事業のうち、別に定める基準に基づき選定する事業について行う行政点検のことをいう。

(調書の作成)

第3条 行政点検は、市長が別に定める日までに調書を作成して行う。

2 調書の様式は、市長が別に定める。

(点検の実施)

第4条 行政点検は、施策及び事務事業等（以下「事務事業等」という。）を所管する部、振興事務所、教育委員会及び消防本部（以下「部等」という。）が行う。

(外部評価)

第5条 行政点検は、市自らが行うことを基本とするが、市民協働の理念に則り必要に応じて市民等の意見を聴取するものとする。

(点検結果の反映)

第6条 部等の長は、行政点検の結果を踏まえ、必要な事務事業等の見直しを実施するものとし、その結果は市長に報告しなければならない。

2 部等の長は、行政点検の結果及び見直し結果を事務事業等の企画立案、次年度の予算編成等に適切に反映させるものとする。

(点検結果の公表)

第7条 行政点検の結果は、原則として全て公表する。

(点検の庶務)

第8条 行政点検の実施にかかる庶務は、事務事業等を所管する部等において処理する。ただし、全体の取りまとめにかかる庶務は、市長公室企画課において処理する。

(その他)

第9条 この訓令に定めるもののほか、行政点検の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この訓令は、平成18年 5月22日から施行する。
- 2 第2条の規定にかかわらず、行政点検の対象は当分の間市長が別に定める。

附 則（平成19年 3月 5日訓令第24号）

この訓令は、平成19年 4月 1日から施行する。

附 則（平成20年1月23日訓令第2号）

この訓令は、平成20年1月23日から施行する。

附 則（平成24年3月30日訓令第4号）

この訓令は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成26年6月26日訓令第11号）

この訓令は、平成26年7月1日から施行する。

○郡上市行政点検外部評価実施要領

平成 26 年 6 月 26 日訓令第 12 号

郡上市行政点検外部評価実施要領

(趣旨)

第 1 条 この訓令は、郡上市行政点検実施要綱（平成 18 年郡上市訓令第 10 号。以下「要綱」という。）
第 5 条の規定に基づき、行政点検に外部評価を導入することに関し、必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第 2 条 外部評価を実施することにより、行政点検の多角性、客観性及び透明性を確保するとともに、
効率的かつ効果的な市政運営を推進し、もって市民サービスの向上と市政への市民参画の促進に資す
ることを目的とする。

(委員会の設置)

第 3 条 外部評価実施に当たり郡上市行政点検外部評価委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(組織)

第 4 条 委員会の委員は、郡上市行政改革推進審議会条例（平成 17 年郡上市条例第 31 号）で規定す
る郡上市行政改革推進審議会（以下「審議会」という。）委員をもって充てる。

(所掌事務)

第 5 条 委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 市が実施した行政点検結果に市民の視点で意見を述べること。
- (2) 市が実施した行政点検結果に専門的知見から意見を述べること。
- (3) 行政点検制度の改善について意見を述べること。
- (4) その他市長が特に必要と認めたこと。

(委員長及び副委員長)

第 6 条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

2 委員長は、審議会会長をもって充て、副委員長は委員の互選により選出する。

3 委員長は、委員会を代表し会務を総理する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代
理する。

(会議)

第 7 条 委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

2 委員会の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 委員長は、必要があると認めたときは、委員会の会議に関係者の出席を求め、その意見若しくは説
明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

4 委員長は、会議の効率的な運営を図るため、部会を置くことができる。この場合において、部会に
は部会長を置き、原則として委員長、副委員長及び委員長が選任した者がこれに当たる。

(外部評価結果の報告)

第 8 条 委員長は、第 5 条による所掌事務を執行することにより外部評価が終了したときは、その結果
を市長に報告しなければならない。

(評価結果の活用等)

第 9 条 外部評価結果の活用等については、要綱第 6 条に準じて行う。

(委員会の庶務)

第 10 条 委員会に係る庶務は、市長公室企画課において処理する。

(その他)

第 11 条 この訓令に定めるもののほか、外部評価に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この訓令は、平成 26 年 7 月 1 日から施行する。

